

「JSIM スクールシステムのご案内 [DANCE コ-ス会員]

会費等 (全て外税表記)

: 6.000 ⊞ 入会金

事務手数料:3.000 円

:0円 年会費

月謝: 5,850 円 ※別途システム料 300 円/月

<割引制度> ※家族単位で換算

- ・2 クラス目の月謝は 5.000 円
- ・3 クラス目の月謝は 4,000 円
- ・4 クラス目以降の月謝は 3.000 円

○ご入会時の流れ

・連絡決済システム『レンシュ』 にご登録ください





- ・入会金、事務手数料、初月月謝は『レンシュ』からご請求いた しますので入会日までにお支払いください(初月は週割価格)
- ・翌月以降の月謝はご登録の口座もしくはクレジットカードより 当月1日に決済を行います(例:9月月謝は9月1日に決済)

欠席・振替

レッスンを欠席する場合は『レンシュ』にて必ずご連絡ください。欠席の場合も月謝の返金はできませんのでご了承くだ さい。欠席した場合、月1回まで振替可能です。(振替期間は欠席日から前後1ヵ月間)

※レッスン開始までに『レンシュ』で欠席登録をすることで振替の権利が発生しますので、『レンシュ』へ登録記録がない場合は振替対象外となります ※イベントや発表会の出演を控えているクラスや満員クラスへの振替はお断りする場合がございます

休会・退会

1ヶ月単位で休退会が可能です。担当講師にご相談の上、前月5日までに指定の申請フォームより手続きをお願いいたし ます。(例:8月の1ヶ月間を休会する場合は7月5日までに手続き/9月末退会の場合は8月5日までに手続き)

在籍休会:クラスに籍を残したまま休会する場合は最大3ヶ月間可能(休会費0円、システム料のみ)

離籍休会:クラスの籍は離れスクール会員の籍のみ残す場合は無期限可能(休会費0円、システム料のみ)

その他

- ・発熱、感染症の疑い、医者から運動制限中、ケガ等の体調不良の場合はレッスン参加をお控えください
- ・天災や講師の急病によりレッスン休講となる場合がございます
- ・レッスン内のルールについては各講師にご確認ください
- ・スポーツ保険は各自でご加入ください
- ・JSIM 会員は「D.School」を優待価格で受講可能です(詳細は D.School へお問合わせください)
- ・スクールシステムおよび注意事項、定めのない事項に関して、本スクールがこれを改訂または定めることが出来るもの とし、その効力はすべての会員に及ぶものとします

(2025年2月1日改訂)

JSIM ダンススクール会員規約

第1条(名称)

本スクールは ISIM ダンススクール(以下、本スクールという)と称します。

第2条(目的)

会員の健全な心身の育成を図ると共に、会員相互の親睦を深め地域社会における健全で明るいコミュニケーション作りに寄与すること、並びにダンスやフィットネスの振興を図る事を目的とします。

第3条(会員制度)

会員の契約期間は会員が所定の退会手続きを完了するまで自動更新とします。

第4条(入会申請)

本スクールへの入会申請を行う際は以下の2項目を満たしている事が必須となります。

- 1. 本会員規約を承認し、本スクールの趣旨に賛同した方
- 2. 本スクールのレッスンが受講可能な健康状態である方

第5条(会員資格)

入会希望者が前条の 2 項目を満たした上で所定の入会手続きを行い入会の承認を得た時点で本スクール の会員と認めます。

第6条(未成年者)

未成年者が入会希望する際は、その親権者の同意の上で入会申し込みを行うものとします。未成年者入 会後、親権者は会則に基づく責任を未成年者本人と連帯して負うものとします。

第7条(個人情報保護)

本スクールは、保有する会員の個人情報を個人情報保護方針に従って管理します。

第8条(変更手続き等)

会員は、入会申込時に登録した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。

第9条(会員資格の譲渡)

本スクールの会員資格は第三者に譲渡することはできません。

第 10 条(入会金・会費等)

- 1. 入会金・諸会費・諸料金等の金額(以下「諸費用」といいます)及び支払い時期、支払い方法は事前に命じ及び一定の時期前の通達後本スクールがこれを定めます・
- 2. 一旦納入した諸費用は返還できません。

第11条(施設内諸規則の遵守)

会員は、本スクールの諸施設の利用にあたり、本規約及び諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従う ものとします。また、下記の各項に該当する行為をしてはいけません。

- 1. 他の利用者の諸施設利用を妨げる行為
- 2. 施設スタッフ及び講師の指示に反する行為
- 3. その他、秩序を乱す行為

第12条(免責)

- 1. レッスン時または外部での諸行事の際の怪我、事故、その他生じた損害等について、本スクールに 故意または重大なる過失がない限り、当該損害に対する一切の責任を負いません。また会員が金銭、 貴金属その他貴重品の粉失、盗難の被害にあった場合も一切の責任を負いません。
- 2. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについて、本スクールは一切関与いたしません。
- 3. 本スクールで撮影された映像及び写真の著作権について、特に定めのない限り本スクールに帰属するものとします。

第13条(会員の損害賠償責任)

会員が諸施設の利用中に本スクールまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する 責を負うものとします。

第14条(会員資格喪失)

会員は下記の各項に該当した時に会員資格を喪失します。

- 1. 会員が退会したとき
- 2. 会員が除名されたとき
- 3. 会員が死亡したとき
- 4. 経営上の事情により本スクールが閉鎖したとき

第 15 条(休会)

- 1. 会員が怪我等の理由により 1 ヵ月以上休会する場合は、休会を希望する前月5日までに所定の方法で申請をし、本スクールの承認を得るものとし、所定の金額を支払うこととします。
- 2. 休会期間は原則3ヵ月までとし、休会の期間が経過したときは自動的に復帰するものとします。

第 17 条(退会)

- 1. 会員が本スクールを退会する場合は、退会を希望する前月5日までに所定の方法で申請を行います。
- 2. 会員が申請手続きを行い、それを本スクールが承認した後に退会の運びとなります。
- 3. 退会手続きは、必ず指定の申請フォームで行うものとし、電話、口頭、電子メールその他の手段による退会手続きには応じかねます。
- 4. 退会時に未納の諸費用がある場合は、全ての完納の上、退会届を受理するものとします。又途中退会をした場合でも諸費用の返還はしません。

第 18 条(除名)

会員が下記の各項に該当するときは、本スクールは該当会員を除名することができ、会員は会員資格を 失います。 また既にお支払いいただいた諸費用は、 理由の如何を問わず一切返還しません。

- 1. 本スクールの会則、その他諸規則に違反したとき
- 2. 本スクールの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき
- 3. 会費その他の債務を滞納し催告に応じないとき
- 4. 入会に際して虚偽の申告をしたと判明したとき
- 5. 運営がスクールの会員としてふさわしくないと判断したとき

第19条(休校日)

本スクールは、夏期、年末年始または本スクールが企画し実施する諸活動を行う為に休校日を設けることができます。

第20条(休業・閉鎖)

本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他レッスンの開講を困難とする事由が生じたときは、 無条件に休校もしくは閉鎖することができるものとします。

第21条(活動方針)

会員およびその法定代理人(保護者)は、本スクールの指導方針や活動方針について一任するものとします。

第22条(附則)

本スクールは、必要に応じ随時本規約を改正することができると共に、本規約に定めない事項については細則を定めることができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

第23条(施行)

本規約は2021年5月1日から施行します。

第 24 条(改訂)

2025年2月1日改訂

以上